

## 「西日本シティTT証券の証券総合約款・規定集」の一部改定のお知らせ

### ◆「証券総合取引約款・規定集」の改定

2022年6月10日に改定いたします。新旧対照表の下線部分が改定箇所になります。

### ●証券総合取引約款

2022年6月10日改定

対象箇所	新	旧
第4条 (取引時確認等について)	<p>1. 当社は、お客様が証券総合取引を当社にお申込みされる際、<u>または当社が別途定める時に「犯罪による収益の移転防止に関する法律」</u>および同法施行令・施行規則の規定（以下「犯罪収益移転防止法等」といい、改正が行われた場合には改正された内容を含みます。）に従い、取引時確認を行わせていただきます。</p> <p>また、<u>当社は、お客様が法人口座の開設をお申し込みされる際、または当社が別途定める時に犯罪収益移転防止法等に定める本人確認書類以外に定款、規約、寄附行為などの書類をご提出いただいております。</u></p> <p>2. お客様には、証券総合取引を当社にお申込みされる際、<u>または当社が必要と判断した時</u>にお客様が金商法第166条に規定する会社関係者（お申込みの1年前までに会社関係者であった場合を含みます。）に該当する場合はその旨および会社名・会社との関係等の内容（以下「内部者登</p>	<p>1. 当社は、お客様が証券総合取引を当社にお申込みされる際、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」および同法施行令・施行規則の規定（以下「犯罪収益移転防止法等」といい、改正が行われた場合には改正された内容を含みます。）に従い、取引時確認を行わせていただきます。</p> <p>また、<u>お客様が法人口座を開設される場合、当社は犯罪収益移転防止法等に定める本人確認書類以外に定款、規約、寄附行為などの書類をご提出いただきます。</u></p> <p>2. お客様には、証券総合取引を当社にお申込みされる際、お客様が金商法第166条に規定する会社関係者（お申込みの1年前までに会社関係者であった場合を含みます。）に該当する場合はその旨および会社名・会社との関係等の内容（以下「内部者登録事項」といいます。）を、日本証</p>

対象箇所	新	旧
	<p>録事項」といいます。)を、日本証券業協会の定める規則にもとづき当社所定の方法により届出ていただきます。</p> <p><u>3.当社がお客様へ送付した郵便物等が返戻された場合、お客様が氏名もしくは住所等を偽っている疑いがある場合または第三者がお客様になりすましている疑いがある場合等において、当社は、お客様に本人確認書類の再提出等を求めることにより、お客様が本人であることを再確認することがあります。</u></p> <p><u>4.お客様が第1項から第3項までの手続きに適切に応じていただけない場合には、当社は、お客様のお申込みをお断りすることまたはお客様との取引を停止することがあります。</u></p>	<p>券業協会の定める規則にもとづき当社所定の方法により届出ていただきます。</p> <p>(新設)</p> <p><u>3.お客様が第1項および第2項の手続きに適切に応じていただけない場合には、当社は、お客様のお申込みをお断りすることがあります。</u></p>
<p>第5条 (証券総合取引お申込み方法、口座開設等)</p>	<p>1. お客様は、当社所定のお申込書(以下「総合取引申込書等」といいます。)に必要事項を記載のうえ署名捺印(お届け印鑑によります。)し、これを当社の本・支店または営業所に提出することによって、証券総合取引を申込みものとし、当社が承諾した場合に第3条第1項第(1)号から第(5)号までの各取引および第(7)号のMRF累投口に入金する取引、ならびにお客様が総合取引申込書等で選択し申込みされた第3条第1項第(6)号の各取引および第(7)号の外貨建MMF累投口に入金する取引について契約が成立し、お客様の証券総合取引</p>	<p>1. お客様は、当社所定のお申込書(以下「総合取引申込書等」といいます。)に必要事項を記載のうえ署名捺印(お届け印鑑によります。)し、これを当社の本・支店または営業所に提出することによって、証券総合取引を申込みものとし、当社が承諾した場合に第3条第1項第(1)号から第(5)号までの各取引および第(7)号のMRF累投口に入金する取引、ならびにお客様が総合取引申込書等で選択し申込みされた第3条第1項第(6)号の各取引および第(7)号の外貨建MMF累投口に入金する取引について契約が成立し、お客様の証券総合取引</p>

対象箇所	新	旧
	<p>の口座（以下「お取引口座」といいます。）が開設され<u>証券総合取引その他総合取引申込書によりお申し込みされた取引を開始することができます。</u></p> <p>2. <u>証券総合取引お申込み時には、原則としてご印鑑をお届出いただきます。</u>総合取引申込書に押印された印影ならびに記載された住所、氏名または名称、生年月日、共通番号および、法人の場合における代表者の氏名等をもって、お届印鑑ならびにお届出の住所、氏名または名称、生年月日および代表者の氏名、共通番号等（以下「お申込事項」といいます。）といたします。</p> <p>3. <u>前2項にかかわらず、お客様が当社所定の方法により当社に必要事項を登録した場合には、総合取引申込書等の提出があったものとみなします。</u></p> <p>4. <u>お取引口座開設と同時に当該口座をお客様の保護預り口座として取扱います。</u>なお、お客様が、本邦の国籍を有しない場合には、前項の申込書を当社に提出していただく際、その旨をお届出いただきます。この場合、「パスポート」、「在留カード」等の書類をご提出いただくことがあります。</p> <p>5. <u>第1項の総合取引申込書等では、次のお申込みを同時にしていただきます。</u></p> <p>(1) 振込先指定方式のご利用</p>	<p>の口座（以下「お取引口座」といいます。）が開設され取引を開始することができます。</p> <p>2. 証券総合取引お申込み時には、ご印鑑をお届出いただきます。総合取引申込書に押印された印影ならびに記載された住所、氏名または名称、生年月日、共通番号および、法人の場合における代表者の氏名等をもって、お届印鑑ならびにお届出の住所、氏名または名称、生年月日および代表者の氏名、共通番号等（以下「お申込事項」といいます。）といたします。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>3. <u>お取引口座開設と同時に当該口座をお客様の保護預り口座として取扱います。</u>なお、お客様が、本邦の国籍を有しない場合には、前項の申込書を当社に提出していただく際、その旨をお届出いただきます。この場合、「パスポート」、「在留カード」等の書類をご提出いただくことがあります。</p> <p>4. <u>第1項の総合取引申込書等では、次のお申込みを同時にしていただきます。</u></p> <p>(1) 振込先指定方式のご利用</p>

対象箇所	新	旧
	<p>(2) 振替決済口座のご利用</p> <p>(3) 外国証券取引口座のご利用 (お申込みにより外国証券は当社に保管の委託がなされま す。)</p> <p>6. 第3条第2項の取扱い方法を変 更する場合において、新たに第 4章に定める累積投資取引を開 始するときは、第1項の手続き に準じて当社にお申出いただき ます。</p>	<p>(2) 振替決済口座のご利用</p> <p>(3) 外国証券取引口座のご利用 (お申込みにより外国証券は当 社に保管の委託がなされます。)</p> <p>5. 第3条第2項の取扱い方法を変 更する場合において、新たに第 4章に定める累積投資取引を開 始するときは、第1項の手続き に準じて当社にお申出いただき ます。</p>
<p>第6条 (お届印)</p>	<p>お客様はお申込み時に<u>原則として</u> ご印鑑をお届出いただけます。た だし、既にそのお届出がされてい る場合には、その印影がお届印鑑とな りますので、改めてお届出いただ く必要はありません。</p>	<p>お客様はお申込み時にご印鑑をお 届出いただけます。ただし、既に そのお届出がされている場合には、 その印影がお届印鑑となりますの で、改めてお届出いただく必要は ありません。</p>
<p>第9条 (法令・諸規則の遵守)</p>	<p>当社は、お客様から有価証券の売買 等のご注文をお受けする際には、金 商法その他関連法令ならびに日本 証券業協会、株式会社東京証券取引 所その他の各金融商品取引所、株式 会社証券保管振替機構および株式 会社日本証券クリアリング機構が 定めた規則等に従い、当該ご注文を お受け<u>します</u>ので、<u>場合によっては</u> <u>お客様のご注文をお受けできない</u> <u>ことがあります。</u></p>	<p>当社は、お客様から有価証券の売買 等のご注文をお受けする際には、金 商法その他関連法令ならびに日本 証券業協会、株式会社東京証券取引 所その他の各金融商品取引所、株式 会社証券保管振替機構および株式 会社日本証券クリアリング機構が 定めた規則等に従い、当該ご注文を お受け<u>するものとします。</u></p>
<p>第12条 (目論見書の交付)</p>	<p>当社は、お客様から募集または売 出しにかかる有価証券の買付のご注 文をお受けする際には、あらかじめ または同時に当該有価証券の目論 見書をお客様に交付します。</p>	<p>当社は、<u>金商法第15条の規定に従</u> <u>い</u>、お客様から募集または売出しに かかる有価証券の買付のご注文を お受けする際には、あらかじめまた は同時に当該有価証券の目論見書 をお客様に交付<u>いた</u>します。</p>
<p>第35条 (免責事項)</p>	<p>当社は、次に掲げる場合に生じた損 害については、その責めを負いま せん。</p>	<p>当社は、次に掲げる場合に生じた損 害については、その責めを負いま せん。</p>

対象箇所	新	旧
	<p>(1) 当社が、当社所定の証書に押印された印影とお届印鑑が相違ないものと認め、<u>または本人確認書類等による確認のうえ、保護預り有価証券をご返還した場合</u></p> <p>(2) 当社が、当社所定の証書に押印された印影がお届印鑑と相違するため、<u>または本人確認書類等によりご本人の確認ができなかったため、保護預り有価証券をご返還しなかった場合</u></p> <p>(3) 省略</p>	<p>(1) 当社が、当社所定の証書に押捺された印影とお届印鑑が相違ないものと認め、保護預り有価証券をご返還した場合</p> <p>(2) 当社が、当社所定の証書に押捺された印影がお届印鑑と相違するため、保護預り有価証券をご返還しなかった場合</p> <p>(3) 省略</p>
<p>第 36 条 (再寄託)</p>	<p>当社は保護預り有価証券について、<u>第三者機関</u>にその保管業務を再寄託することがあります。</p>	<p>当社は保護預り有価証券について、<u>保管代行会社等の第三者</u>にその保管業務を再寄託することがあります。</p>
<p>第 51 条 (キャッシング)</p>	<p>MRF 累投口について、お客様からの返還請求において、返還日当日にその代金のお受取りを希望された場合、個別自動けいぞく投資約款にもとづき当該累投口にかかる有価証券を担保とするキャッシングの方法により金銭を融資します。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 1 日のご利用限度額は、<u>MRF 累投口は 500 万円とします。(ご利用限度額は、当社が定める方法により算出した金額の範囲内となります。)</u></p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) キャッシングのお申込みは、あらかじめ当社所定の方法により申込むものとし、また、当社所定の方</p>	<p>MRF 累投口について、お客様からの返還請求において、返還日当日にその代金のお受取りを希望された場合、<u>当該累投口の個別自動けいぞく投資約款にもとづき当該累投口にかかる有価証券を担保とするキャッシングの方法により金銭を融資いた</u>します。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 1 日のご利用限度額は、500 万円とします。<u>(A T M をご利用される場合は、MRF をご利用対象とさせていただきます。なお、ご利用限度額は、当社が定める方法により算出した金額の範囲内となります。)</u></p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) キャッシングのお申込みは、あらかじめ当社所定の方法により申込むものとし、また、当社所</p>

対象箇所	新	旧
	法によりお客様に金銭をお支払いします。	定の方法によりお客様に金銭をお支払いいたします。
<p>第 59 条 (指定預金口座の取扱い)</p>	<p>1. 省略</p> <p>2. 既に当社に振込先の預金口座をお届けになっている場合においても、本章にもとづいて指定された口座を指定預金口座として取扱います。</p> <p>3. 第 2 項にかかわらず、利金・収益分配金および累積投資にかかる有価証券の償還金（以下、本章において「利金等」といいます。）について「利金および分配金支払方法依頼書」等で振込先の預金口座を指定されている場合には、特にお客様からその旨のご指示がないときは利金等に限り従前のご指定による口座を指定預金口座として取扱います。</p> <p>4. <u>当社には、指定預金口座として指定していただけない金融機関があります。また、お客様は、本邦以外の国等に開設された預金口座を指定預金口座に指定することはできません。</u></p>	<p>1. 省略</p> <p>2. 既に当社に振込先の預金口座をお届けになっている場合においても、本章にもとづいて指定された口座を指定預金口座として取扱わせていただきます。</p> <p>3. 第 2 項にかかわらず、利金・収益分配金および累積投資にかかる有価証券の償還金（以下、本章において「利金等」といいます。）について「利金および分配金支払方法依頼書」等で振込先の預金口座を指定されている場合には、特にお客様からその旨のご指示がないときは利金等に限り従前のご指定による口座を指定預金口座として取扱わせていただきます。</p> <p>(新設)</p>
<p>第 68 条 (届出事項等の変更)</p>	<p>1. 改名、転居およびお届け印の変更（第 2 項に定める、印章を喪失された場合のお届け印の改印を除きます。）などお申込事項、当社へのお届出事項および内部者登録事項に変更があったときは、<u>所定の手続きによって遅滞なくその旨を当社に届け出るものとします。その場合、当社所定の「変更届」</u>その他の書面に必要</p>	<p>1. 改名、転居およびお届け印の変更（第 2 項に定める、印章を喪失された場合のお届け印の改印を除きます。）などお申込事項、当社へのお届出事項および内部者登録事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を当社に届出るものとします。<u>なお、必要な場合には、当社所定の「変更届」</u>その他の書面に必要事項を記載</p>

対象箇所	新	旧
	<p>事項を記載し、<u>お届け印を押印または本人確認書類の提出等</u>をしていただきます。また、<u>変更事項により</u>「戸籍抄本」「住民票」「個人番号カード」等の書類等を添付してご提出していただく場合があります。</p> <p>2. 印章を喪失されたためお届け印を改印される場合は、「印鑑証明書」その他当社が必要と認める書類を添えて当社所定の「改印届」およびその他の書面に必要事項を記載し、「印鑑証明書」の印影に符合する印章を<u>押印</u>してご提出ください。</p> <p>3. ～5. 省略</p>	<p>し、お届け印を押印していただきます。また、「戸籍抄本」「住民票」「個人番号カード」等の書類を添付してご提出していただく場合があります。</p> <p>2. 印章を喪失されたためお届け印を改印される場合は、「印鑑証明書」その他当社が必要と認める書類を添えて当社所定の「改印届」およびその他の書面に必要事項を記載し、「印鑑証明書」の印影に符合する印章を<u>押捺</u>してご提出ください。</p> <p>3. ～5. 省略</p>
<p>第71条 (本約款における免責事項)</p>	<p>当社は、次に掲げる損害等は、その責めを負いません。</p> <p>(1) 当社所定の各申込書等に<u>押印</u>された印影とお届印鑑とを相当の注意をもって照合し相違ないものと認めて、<u>または本人確認書類等による確認のうえ</u>、お申込みの取扱いを行ったことにより生じた損害</p> <p>(2) 当社所定の証書等に<u>押印</u>された印影とお届印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて、<u>または本人確認書類等による確認のうえ</u>、お預りした有価証券または金銭をご返還したこと、および有価証券をお客様の指定する口座管理機関等へ振替えたことにより生じた損害</p> <p>(3) 当社所定の手続きにより返還<u>もしくは振替等</u>のお申し出が</p>	<p>当社は、次に掲げる損害等は、その責めを負いません。</p> <p>(1) 当社所定の各申込書等に<u>押捺</u>された印影とお届印鑑とを相当の注意をもって照合し、<u>相違ないものと認めてお申込みの取扱い</u>を行ったことにより生じた損害</p> <p>(2) 当社所定の証書等に<u>押捺</u>された印影とお届印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めてお預りした有価証券または金銭をご返還したこと、および有価証券をお客様の指定する口座管理機関等へ振替えたことにより生じた損害</p> <p>(3) 当社所定の手続きにより返還<u>または振替等</u>のお申出がなかつ</p>

対象箇所	新	旧
	<p>なかつたため、当社所定の証書等に押印された印影がお届印鑑と相違するため、<u>または本人確認書類等によりご本人の確認ができなかつたため</u>、お預りした有価証券もしくは金銭をご返還またはお客様の指定する口座管理機関等に振替等しなかつたことにより生じた損害</p> <p>(4)～(11) 省略</p>	<p>たため、<u>または当社所定の証書等に押捺された印影がお届印鑑と相違するため</u>、お預りした有価証券または金銭をご返還またはお客様の指定する口座管理機関等に振替等しなかつたことにより生じた損害</p> <p>(4)～(11) 省略</p>
附則	<p>附則（2022年6月10日変更） この約款は、2022年6月10日よりお客様とのお取引に適用します。</p>	<p>附則（2022年4月1日変更） この約款は、2022年4月1日よりお客様とのお取引に適用します。</p>

対象箇所	新	旧
第7条 (共通番号情報の取扱いに関する同意)	当社は、お客様の共通番号情報（氏名または名称、住所、共通番号）について、株式等の振替制度に関して機構の定めるところにより <u>取扱い</u> 、機構、機構を通じて振替株式等の発行者及び受託者に対して通知することにつき、ご同意いただいたものとして <u>取扱い</u> ます。	当社は、お客様の共通番号情報（氏名または名称、住所、共通番号）について、株式等の振替制度に関して機構の定めるところにより <u>取り扱い</u> 、機構、機構を通じて振替株式等の発行者及び受託者に対して通知することにつき、ご同意いただいたものとして <u>取り扱い</u> ます。
第11条 (振替の申請)	<p>1. お客様は、振替決済口座に記載または記録されている振替株式等について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。</p> <p>(1) ～(3) 省略</p> <p>2. お客様が振替の申請を行うにあたっては、あらかじめ、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して、<u>または本人確認書類等</u>とともにご提出ください。</p> <p>(1) ～(8)省略</p> <p>3. ～6. 省略</p>	<p>1. お客様は、振替決済口座に記載または記録されている振替株式等について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。</p> <p>(1) ～(3) 省略</p> <p>2. お客様が振替の申請を行うにあたっては、あらかじめ、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）してご提出ください。</p> <p>(1) ～(8)省略</p> <p>3. ～6. 省略</p>
第39条 (免責事項)	<p>当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>(1) 第32条第1項による届出の前に生じた損害</p> <p>(2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて、<u>または本人確認書類等による確認のうえ</u>、振替株式等の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえ</p>	<p>当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>(1) 第32条第1項による届出の前に生じた損害</p> <p>(2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて振替株式等の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故</p>

対象箇所	新	旧
	<p>で、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害</p> <p>(3) 依頼書に使用された印影(または署名)が届出の印鑑(または署名鑑)と相違するため、<u>または本人確認書類等によりご本人の確認ができなかったため、振替株式等の振替をしなかった場合に生じた損害</u></p> <p>(4) ～(6)省略</p>	<p>があった場合に生じた損害</p> <p>(3) 依頼書に使用された印影(または署名)が届出の印鑑(または署名鑑)と相違するため、振替株式等の振替をしなかった場合に生じた損害</p> <p>(4) ～(6)省略</p>
附則	<p>附則(2022年6月10日変更)</p> <p>この約款は、2022年6月10日よりお客様とのお取引に適用します。</p>	<p>附則(2022年4月1日変更)</p> <p>この約款は、2022年4月1日よりお客様とのお取引に適用します。</p>

対象箇所	新	旧
第19条 (免責事項)	<p>当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>(1) 当社が、当社所定の証書に押印された印影とお届印鑑が相違ないものと認め、<u>または本人確認書類等による確認のうえ</u>、振込国債の元金または利子の支払いをした場合</p> <p>(2) 当社が、当社所定の証書に押印された印影がお届印鑑と相違するため、<u>または本人確認書類等によりご本人の確認ができなかったため</u>、振込国債の元金または利子の支払いをしなかった場合</p> <p>(3) 省略</p>	<p>当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>(1) 当社が、当社所定の証書に<u>押な</u>つされた印影とお届印鑑が相違ないものと認め、振込国債の元金または利子の支払いをした場合</p> <p>(2) 当社が、当社所定の証書に<u>押な</u>つされた印影がお届印鑑と相違するため、振込国債の元金または利子の支払いをしなかった場合</p> <p>(3) 省略</p>
	附則 (2022年 <u>6</u> 月 <u>10</u> 日変更) この約款は、2022年 <u>6</u> 月 <u>10</u> 日よりお客様とのお取引に適用します。	附則 (2022年 <u>4</u> 月 <u>1</u> 日変更) この約款は、2022年 <u>4</u> 月 <u>1</u> 日よりお客様とのお取引に適用します。

対象箇所	新	旧
第6条 (振替の申請)	1. 省略 2. お客様が振替の申請を行うにあたっては、あらかじめ、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、 <u>お届け印を押印して、または本人確認書類等とともに</u> ご提出ください。 (1)～(6)省略 3. ～5. 省略	1. 省略 2. お客様が振替の申請を行うにあたっては、あらかじめ、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、 <u>お届け印を押印してご提出</u> ください。 (1)～(6)省略 3. ～5. 省略
第19条 (免責事項)	当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。 (1) 第12条第1項による届出の前に生じた損害 (2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名)をお届印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し相違ないものと認めて、 <u>または本人確認書類等による確認のうえ、</u> 一般債の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害 (3) 依頼書に使用された印影(または署名)がお届印鑑(または署名鑑)と相違するため、 <u>または本人確認書類等によりご本人の確認ができなかったため、</u> 一般債の振替をしなかった場合に生じた損害 (4)～(6)省略	当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。 (1) 第12条第1項による届出の前に生じた損害 (2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名)をお届印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて一般債の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害 (3) 依頼書に使用された印影(または署名)がお届印鑑(または署名鑑)と相違するため、一般債の振替をしなかった場合に生じた損害 (4)～(6)省略
附則	附則(2022年6月10日変更) この約款は、2022年6月10日よりお客様とのお取引に適用します。	附則(2022年4月1日変更) この約款は、2022年4月1日よりお客様とのお取引に適用します。

対象箇所	新	旧
第6条 (振替の申請)	<p>1. 省略</p> <p>2. お客様が振替の申請を行うにあたっては、あらかじめ、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して、<u>または本人確認書類等とともに</u>ご提出ください。</p> <p>(1)～(6)省略</p> <p>3. ～5. 省略</p>	<p>1. 省略</p> <p>2. お客様が振替の申請を行うにあたっては、あらかじめ、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)してご提出ください。</p> <p>(1)～(6)省略</p> <p>3. ～5. 省略</p>
第19条 (免責事項)	<p>当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>(1) 第12条第1項による届出の前に生じた損害</p> <p>(2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名)をお届印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて、<u>または本人確認書類等による確認のうえ、投資信託受益権の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害</u></p> <p>(3) 依頼書に使用された印影(または署名)がお届印鑑(または署名鑑)と相違するため、<u>または本人確認書類等によりご本人の確認ができなかったため、投資信託受益権の振替をしなかった場合に生じた損害</u></p> <p>(4)～(6)省略</p>	<p>当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>(1) 第12条第1項による届出の前に生じた損害</p> <p>(2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名)をお届印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託受益権の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害</p> <p>(3) 依頼書に使用された印影(または署名)がお届印鑑(または署名鑑)と相違するため、投資信託受益権の振替をしなかった場合に生じた損害</p> <p>(4)～(6)省略</p>
附則	<p>附則(2022年6月10日変更)</p> <p>この約款は、2022年6月10日よりお客様とのお取引に適用します。</p>	<p>附則(2022年4月1日変更)</p> <p>この約款は、2022年4月1日よりお客様とのお取引に適用します。</p>

●非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款

2022年6月10日改定

対象箇所	新	旧
<p>第15条 (契約の解除)</p>	<p>次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。</p> <p>①～⑤ 省略</p> <p>⑥やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合 当社が定める日</p> <p>⑦「<u>西日本シティTT証券の証券総合取引約款</u>」第73条の規定により同契約が解約されたとき(この場合は、当該解約の日に「<u>非課税口座廃止届出書</u>」の提出があったものとみなされます。)</p> <p>当該解約日</p>	<p>次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。</p> <p>①～⑤ 省略</p> <p>⑥新設</p> <p>⑦新設</p>
<p>附則</p>	<p>附則(2022年6月10日変更)</p> <p>この約款は、2022年6月10日よりお客様とのお取引に適用します。</p>	<p>附則(2022年4月1日変更)</p> <p>この約款は、2022年4月1日よりお客様とのお取引に適用します。</p>

対象箇所	新	旧
第6条 (上場廃止の場合の措置)	1. 省略 2. 前項の規定にかかわらず、上場廃止となる寄託証券等について、有価証券としての価値が失われたことを決済会社が確認した場合には、あらかじめ決済会社が定める日までに申込者から返還の請求がない限り、決済会社が定めるところにより当該寄託証券等に係る券面が廃棄されることにつき、申込者の同意があったものとして <u>取扱</u> います。	1. 省略 2. 前項の規定にかかわらず、上場廃止となる寄託証券等について、有価証券としての価値が失われたことを決済会社が確認した場合には、あらかじめ決済会社が定める日までに申込者から返還の請求がない限り、決済会社が定めるところにより当該寄託証券等に係る券面が廃棄されることにつき、申込者の同意があったものとして <u>取り扱</u> います。
第7条 (配当等の処理)	1. 省略 (1) 省略 (2) 株式配当(源泉徴収税(寄託証券の発行者が所在する国等において課せられるものを含みます。以下同じ。)が課せられる場合の株式分割、無償交付等を含み、外国投資信託受益証券等、外国投資証券等、カバードワラント、外国株預託証券および外国受益証券発行信託の受益証券等に係るこれらと同じ性質を有するものを含みます。以下同じ。)の場合は、次のaまたはbに定める区分に従い、当該aまたはbに定めるところにより <u>取扱</u> います。 a 省略 b 省略 (3) 省略 (4) 省略 2. ~7. 省略	1. 省略 (1) 省略 (2) 株式配当(源泉徴収税(寄託証券の発行者が所在する国等において課せられるものを含みます。以下同じ。)が課せられる場合の株式分割、無償交付等を含み、外国投資信託受益証券等、外国投資証券等、カバードワラント、外国株預託証券および外国受益証券発行信託の受益証券等に係るこれらと同じ性質を有するものを含みます。以下同じ。)の場合は、次のaまたはbに定める区分に従い、当該aまたはbに定めるところにより <u>取り扱</u> います。 a 省略 b 省略 (3) 省略 (4) 省略 2. ~7. 省略

対象箇所	新	旧
<p>第8条 (新株予約権等その他の権利の処理)</p>	<p>寄託証券等に係る新株予約権等(新たに外国株券等の割り当てを受ける権利をいいます。以下同じ。)その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによります。</p> <p>(1) 新株予約権等が付与される場合は、次のaまたはbに定める区分に従い、当該aまたはbに定めるところにより、<u>取扱い</u>ます。</p> <p>a 省略 b 省略 (2)~(6) 省略</p>	<p>寄託証券等に係る新株予約権等(新たに外国株券等の割り当てを受ける権利をいいます。以下同じ。)その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによります。</p> <p>(1) 新株予約権等が付与される場合は、次のaまたはbに定める区分に従い、当該aまたはbに定めるところにより、<u>取り扱い</u>ます。</p> <p>a 省略 b 省略 (2)~(6) 省略</p>
<p>第30条 (免責事項)</p>	<p>次に掲げる損害については、当社は免責されるものとします。</p> <p>(1) 省略 (2) 省略 (3) 当社所定の書類に押印した印影とお届印鑑とが相違ないものと当社が認めて、または<u>本人確認書類等による確認のうえ、金銭の授受、保管の委託をした証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害</u></p>	<p>次に掲げる損害については、当社は免責されるものとします。</p> <p>(1) 省略 (2) 省略 (3) 当社所定の書類に押印した印影とお届印鑑とが相違ないものと当社が認めて、<u>金銭の授受、保管の委託をした証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害</u></p>
<p>附則</p>	<p>附則(2022年6月10日変更) この約款は、2022年6月10日よりお客様とのお取引に適用します。</p>	<p>附則(2022年4月1日変更) この約款は、2022年4月1日よりお客様とのお取引に適用します。</p>

以上